

8 製販療Ⅲ第 60001 号

## 第三種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は  
名称 株式会社ホスピタルサービス

主たる機能を  
有する事務所  
の所在地 京都府京都市南区上鳥羽北塔ノ本町 10 番地

主たる機能を  
有する事務所  
の名称 株式会社ホスピタルサービス

許可の  
有効期間 令和 8 年 6 月 14 日から  
令和 13 年 6 月 13 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた第三種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

令和 8 年 5 月 21 日

農林水産大臣 鈴木 憲和